

事業PR・販売促進支援助成金交付要綱

制定 令和5年4月20日区長決定 要綱第95号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区内中小事業者の多くが新たな事業展開や事業強化を実施している現状を踏まえ、事業周知における広報支援や販売促進支援に資する経費を事業PR・販売促進支援助成金として交付することにより、品川区内中小企業等の地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、品川区内（以下「区内」という。）に事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他区長が認める法人または組合とする。ただし、次のいずれかに該当する者および区長が別に定める業種を除く。

- (1) 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
- (3) 役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる企業
- (5) 事業税および法人住民税（個人にあっては特別区民税・都民税または市町村民税）を滞納している者
- (6) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っている者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制の対象である者
- (8) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）に規定する暴力団および暴力団員と密接な関係がある者
- (9) 既に申請年度に本助成金を受けている者

(助成金の交付対象事業および対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）および経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定めるもののうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 国、東京都、区、民間団体等が行う同様の助成に対して、本助成金は重ねて交付できないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、区長に対し、ポータルサイトを用いたオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

- 2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）

- (2) 実施事業名
 - (3) 助成対象事業の実施計画
 - (4) 助成対象経費およびその内訳
 - (5) 助成金の交付申請額
 - (6) その他区長が必要と認める事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成金の交付を受けようとする者は、事業PR・販売促進支援助成金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。
- (助成金の交付・不交付決定)
- 第6条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で助成金の交付の可否および額を決定し、事業PR・販売促進支援助成金交付決定通知書(第2号様式)または事業PR・販売促進支援助成金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知する。
- (助成事業の変更等)
- 第7条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、助成対象事業の内容および経費を変更し、または助成対象事業を中止しようとするときは、オンライン申請によりあらかじめ区長からその承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の20%以内の額の変更については、この限りでない。
- 2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者の氏名および住所(法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地)
 - (2) 実施事業名
 - (3) 中止または変更の理由
 - (4) その他区長が必要と認める事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成対象事業の内容および経費を変更し、または助成対象事業を中止しようとする交付対象者は、あらかじめ事業PR・販売促進支援助成金中止(変更)承認申請書(第4号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の20%以内の額の変更については、この限りでない。
- 4 区長は、第1項または前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容について審査し、適当と認める場合には、交付対象者あてに事業PR・販売促進支援助成金中止(変更)承認通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- (助成事業遅延等の報告)
- 第8条 交付対象者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。
- (状況報告)
- 第9条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の遂行状況について、指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。
- (実績報告)
- 第10条 交付対象者は、助成事業が完了したとき(助成事業の中止の承認を受けたときを含む。)または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、オンライン申請により速やかに領収書(写)等必要書類を添付の上、区長に対し、実績の報告をしなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人にあつては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）
- (2) 実施事業名
- (3) 助成対象経費総額
- (4) 助成金額
- (5) 助成対象事業の実施内容および成果
- (6) 助成対象事業の収支に関する事項
- (7) 次条の規定により助成金の額が確定したときは、当該確定額を請求する旨
- (8) その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、交付対象者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに領収書（写）等必要書類を添付の上、事業PR・販売促進支援助成金実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定による報告を受理した場合は、速やかに内容を審査し、助成事業等の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、事業PR・販売促進支援助成金交付確定通知書（第7号様式）により当該交付対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 前条の規定により交付確定通知を受けた交付対象者への助成金の交付は、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により速やかに行うものとする。

（決定の取消し）

第13条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 申請年度の末日までに第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（助成金の返還）

第14条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

（助成金の経理等）

第15条 交付対象者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業者が行う助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（取得財産等の管理および処分）

第16条 交付対象者は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 交付対象者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って使用しなければならない。
- 3 交付対象者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または担保にしようとするときは、事業PR・販売促進支援助成金に係る取得財産等処分承認申請書(第8号様式)をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号)に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 区長は、前項の規定により承認を受けた交付対象者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査)

第17条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(準用)

第18条 この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は地域振興部長が定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表(第3条、第4条関係)

助成対象	具体的内容	助成対象経費	助成金額
区内中小事業者	新たな事業展開や事業強化を実施する区内事業者への事業周知における広報支援や販売促進支援に資する経費の一部を助成する。	①広告宣伝費 ②販売促進費 ③その他区長が認める経費	助成対象経費の3分の2(限度額20万円)とし、審査により決定する。(千円未満の端数切捨て)

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長あて

所在地

企業名

代表者

（肩書きおよび氏名）

事業PR・販売促進支援助成金交付申請書

事業PR・販売促進支援助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

（1）実施交付対象事業名

事業PR・販売促進支援助成金

（2）実施計画書 別紙（様式1-1）のとおり

（3）助成対象経費総額および助成金交付申請額

① 助成対象経費総額（税込） 円

② 助成金交付申請額（税込） 円

（4）助成対象経費内訳 別紙（様式1-2）のとおり

担当

所属

電話

E-mail

様式 1 - 1

事業実施計画書

事業名	事業PR・販売促進支援助成金
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請者	(名称) (所在地) (資本金) 万円 (従業員数) 名 (品川区内に主な事業所を開設した年) 年 (業種) (事業内容・取扱品目)
現状の事業者課題	※現状の課題を記入してください。
具体的な取組内容	※実施内容の詳細をご記入ください。必ず販路開拓に伴う内容で記載してください。
助成事業の期待する効果 (効果についてはできるだけ詳細にご記入ください。)	※事業実施を通じて、どのように販路開拓や生産性向上につながるかを必ず記入してください。
助成対象経費 総額	円 (税込金額)

※ 行が足りない場合は複数ページに渡って記入してください。

様式 1 - 2

経費内訳書 事業名「事業PR・販売促進支援助成金」

単位：円

合 計		円	
No.	助成対象経費	金 額 (税込)	利用目的・用途等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	
7		円	
8		円	
9		円	
10		円	

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区長 

事業PR・販売促進支援助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成事業名
事業PR・販売促進支援助成金

2. 助成金交付決定額

金	百	十	万	千	百	十	円
額							

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区長 印

事業PR・販売促進支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 助成金不交付となった事業名
事業PR・販売促進支援助成金
2. 理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地

事業者

代表者

（肩書きおよび氏名）

事業PR・販売促進支援助成金中止（変更）承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった助成事業を下記のとおり中止（変更）したいので、事業PR・販売促進支援助成金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

- 1 実施事業名
事業PR・販売促進支援助成金
- 2 中止（変更）の理由

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

品川区長 印

事業PR・販売促進支援助成金中止（変更）承認通知書

年 月 日付で中止（変更）承認申請のあった助成事業について下記のとおり承認します。

記

承認内容

- 1 交付対象事業名
事業PR・販売促進支援助成金
- 2 別添「助成事業中止（変更）承認申請書」のとおり
- 3 付帯条件

品川区長 へ

所在地
事業者
代表者

（肩書きおよび氏名）

事業PR・販売促進支援助成金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業について、
事業PR・販売促進支援助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

1. 実施事業名

事業PR・販売促進支援助成金

2. 助成対象経費総額

3. 助成金額

4. 助成事業の実績報告 (1) 助成事業実施内容および成果 別紙（様式6-1）

（注）助成事業の成果および今後の展開等を明らかに
するための報告書を添付すること。

(2) 助成事業収支決算書 別紙（様式6-2）

（注）領収書等支払金額の確認できる書類を添付して
ください。

5. 助成金の請求

助成金の額が確定したときは、当該確定額を請求します。

担 当

連絡先

電 話

E-mail

完了報告書

助成対象事業名	事業PR・販売促進支援助成金
事業者（申請者）	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
助成金額	助成交付決定額 ¥ 助成対象経費 ¥
事業の実施成果	助成事業による生じた効果・内容について説明してください。助成事業については適宜図面、写真等を使い説明してください。ここに書ききれない場合は、「別紙のとおり」と明記し、別紙で添付してください。
今後の展開	※今後の展開や課題についてご記入ください

収支決算書

助成対象事業：事業PR・販売促進支援助成金

助成対象経費の内訳：

単位：円

合 計		円	
No.	助成対象経費	金 額 (税込)	利用目的・用途等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	
7		円	
8		円	
9		円	
10		円	

第7号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区長 印

事業PR・販売促進支援助成金交付確定通知書

年 月 日付第 号で通知した助成金交付決定について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

1. 助成事業名
事業PR・販売促進支援助成金
2. 助成金交付確定額

金	百	十	万	千	百	十	円
額							

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地（〒 ）

企業名

代表者役職・氏名

事業PR・販売促進支援助成金に係る取得財産等処分承認申請書

事業PR・販売促進支援助成金により取得した取得財産等の処分について、事業PR・販売促進支援助成金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 処分子定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分子定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分子定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分子定の取得財産等の設置場所
- 5 処分子定方法
- 6 処分子定理由